

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年2月2日(2006.2.2)

【公表番号】特表2001-506036(P2001-506036A)

【公表日】平成13年5月8日(2001.5.8)

【出願番号】特願平11-519369

【国際特許分類】

G 06 F 3/12 (2006.01)

B 41 J 29/38 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/12 A

B 41 J 29/38 Z

H 04 N 1/00 E

H 04 N 1/00 107Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月21日(2005.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

平成17年9月21日



特許庁長官 中嶋 誠 殿

## 1. 事件の表示

平成11年 特許願 第519369号

## 2. 補正をする者

住所（居所） アメリカ合衆国・14653-7001・ニューヨーク・

ロチェスター・セント・ポール・ストリート・1447

氏名（名称） ネクスプレス・ソリューションズ・エルエルシー

## 3. 代理人

住所 〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

恵比寿ガーデンプレイスタワー32階

氏名 (7015) 弁理士 伊東忠彦

電話 03(5424)2511番（代表）



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

(1) 請求の範囲の記載を別紙の通り補正する。

請求の範囲

1. 情報の複写をプリントするために作動可能なマーキングエンジンと；  
ユーザーとマーキングエンジンとの間のインターフェイスを制御するユーザーインターフェイススーパーバイザーと；  
遠隔地のコンピュータにソフトウェアをダウンロードするネットワークウェブサーバーとからなり、  
離れているユーザーはマーキングエンジンによりプリントするユーザーインターフェイススーパーバイザーにプリントジョブに対する要求を通信するユーザー動作インターフェイスを確立するユーザーインターフェイスソフトウェアを提供するためのアクセスを有する、夫々の装置の遠隔ユーザーにより提供された命令に応じてプリントされた複写を提供する複写機又はプリンタ装置。
2. ウェブサーバーは遠隔地のコンピュータにより実行されるアプレットをダウンロードするよう動作可能であり、ダウンロードされたアプレットは遠隔地のコンピュータが離れたユーザーが見られるプリンタインターフェイス表示スクリーンページ用のデータを処理するプログラムを提供する請求項1記載の装置。
3. ウェブサーバーはコンピュータにプリンタインターフェイス表示スクリーンページを形成するためにHTMLドキュメントをダウンロードするよう動作可能である請求項2記載の装置。
4. アプレットはユーザーインターフェイススーパーバイザーとソケット接続を確立されたコンピュータによりなされる請求項2記載の装置。
5. ウェブブラウザはコンピュータ上にあり、ウェブサーバーとHTTP接続を確立する請求項4記載の装置。